

報 告 書

件 名	産業廃棄物処理施設の設置に係る現地視察について		
日 付	平成30年2月1日	相手方	株式会社明輝クリーナー 3名 アクトリー 1名 イズミテック 1名
場 所	株式会社明輝クリーナー原町工場	応 対 者	金子、山崎
<p>株式会社明輝クリーナーの産業廃棄物処理施設設置許可申請に基づく専門委員会において現地視察を実施。(同行者：大門委員、功刀委員)</p> <p><b>【現地視察】</b></p> <p>既存施設及び新施設の建設予定地を確認。既存の焼却施設の保管、処理状況及び施設に係る説明を事業者より実施。その後、新施設の建設予定地について確認。</p> <p><b>【焼却施設の稼働状況】</b></p> <p>○産業廃棄物の保管状況</p> <p>屋内保管ピット内は整理されており、保管量は平時と比較すると少ない状況であった。保管されている廃棄物は廃プラスチック類が多く確認された。</p> <p>その他、感染性廃棄物の保管は既に処理が完了しており、保管は無かった。</p> <p>○焼却施設の運転状況</p> <p>炉出口温度895℃、バグ入口温度187℃、CO濃度2ppmであり、運転状況はおおむね良好であった。</p> <p>○その他の状況</p> <p>当日は雨天のため、水蒸気が白煙として確認されたが、煙の量は少なかった。</p> <p><b>【現地視察後の意見聴取】</b></p> <p>現地視察後に同社の既存の産業廃棄物処理施設及び新規の施設に係る質疑応答を行った。質疑及び回答内容は以下のとおり。</p> <p>① 新施設の敷地面積は既存の施設とほとんど変化がないが、高さは変わらないのか。</p> <p>⇒既存施設は水平面より3m低い土地にあり、煙突高さは18mであるが、新施設は水平面に建設し、煙突高さは30mになることから、凡そ高さは既存施設の2倍近くになる。また、建物の高さは22mとなっている。</p>			

② 処理能力について、処理する産業廃棄物が集まるかという疑問が度々聞かれるが、詳細な廃棄物の受入れの想定はどのようにお考えなのか。

⇒既存の処理量18tに加え、管理型最終処分場に焼却されずに搬入されている50t、現状で処理を引き受けることが出来ない排出事業者の量が30tで約100tの産業廃棄物の処理を見込んでいる。実際の処理能力は120t/日ではあるが、通常は最大能力で焼却することはなく、8割程度の焼却を行うことになる。

③ 近隣に他の廃棄物の焼却施設は存在するのか。

⇒豊橋市には愛知日東電工、マルコー商会などの産業廃棄物の焼却炉が存在し、湖西市にもアスファルトなどの製品を作る会社、少し離れた場所にスズキの湖西工場などが存在する。

焼却炉の設置状況を確認する必要があるので、次回の委員会では、地図上で焼却炉の設置状況がわかる資料を準備してほしい。

④ 近隣の廃棄物焼却炉の影響についても考慮する必要があると思われるが、どのように確認を行っているのか。

⇒静岡県及び湖西市と年4回のダイオキシン類の協議会を開催しており、各々の管轄における焼却施設等のダイオキシン類の状況について情報共有を行っている。

⑤ 最近で設置された焼却炉はどの程度の規模のものがあるのか。

⇒最近の状況では、大手の廃棄物処理業者では100t以上の焼却炉を設置することが一般的である。大手の廃棄物処理業者は一般廃棄物の処理も請け負っており、中堅企業は産業廃棄物の処理を主に行っている。アクトリーの焼却炉の設置例では愛知県のあま市に清掃センターで焼却炉(90t)を設置した事例がある。

県内では豊田ケミカル、三重県では三重中央開発、静岡県ではミダックなどが焼却炉を設置しているが、全体として焼却炉は不足しており、焼却の需要は高まっている。

⑥ 焼却後の燃え殻やばいじんはどこで処理を行うのか。

⇒燃え殻やばいじんは当社では処理が出来ないため、委託処理を行うこととなる。処理先としては、県内のASEC、クリーン開発などである。また、一部埼玉県の業者に再生利用(人工砂)を行っているものもある。

⑦ 施設内の排水問題について実際の排水対策はどのようか。

⇒先回の専門委員会では回答できなかったが、地下の貯留槽は汚水と雨水の

2種類が設置されることとなる。基本的には、廃棄物処理施設に使用する部分と、緑地帯などのエリアですみ分けを行い、いずれも施設内で冷却水等に利用されることとなる。

⑧ 災害時に避難所等の施設利用を考えているとのことであるが、実際に施設を住民が利用しようとした際に、利用できない状況では問題があると思うが、予め利用できるような施設の設計となっているのか。又は、焼却炉を建設後に段階的に利用できる施設に設計を行っていくのか。

⇒常時利用できるように、当初から設計に組み込んでいる。

⑨ 温水等の利用があるとのことだが、実際に何に利用するのか。

⇒施設の中で、洗浄水等での利用を行う。

<そのほかの意見>

① 屋内のピット保管場のヤード内は臭気を感じられるが、問題はないか。

⇒夏季は冬季と比較し、臭気が発生しやすい状況にあるが、基本的には屋内にあることから外部に臭気が拡散することはほとんどない。外部の臭気は近くの養豚場からのものである。

② 建設予定地には建屋が残っているが、住民との話は出来ているのか。

⇒建設予定地の土地等は既に当社が購入しており、近隣には2世帯の住民が住んでいるが、住民には説明を十分にしており、理解は得られているため問題ない。

③ 既存施設については、新施設が完成した際に解体するという事なのか。

⇒新施設が完成した後も、すぐに既存施設を解体することはない。新施設が完成した際に休止の届出を行い、新施設の運転が軌道に乗るまでは残しておくこととなる。また、解体費用についても、相応の額が必要となることから、すぐに解体することは出来ない。

④ 施設の焼却量が増加することに伴い、煙突から排気される煙の量が増加することが懸念されるが、どのように対応されるのか。

⇒施設の焼却量は増加することとなるが、今回は発電設備を運用することに伴い、基本的には水蒸気はタービンを回すのに利用するため、既存施設との排気量とほとんど変化はない。また、白煙の除去装置を設置し、施設も改良されるため、現在よりも白煙の量は減少すると思われる。

今回の現地視察の内容について、次回の専門委員会で報告書等により情報共有できるようにしていただきたい。